



桐生ロータリークラブ週報

国際ロータリー第2840地区 2014-2015年度 国際ロータリーのテーマ

2015年



クラブ会報・情報委員会

LIGHT UP ROTARY

R.I 会長 **ゲイリー C. K. ホアン**

善意というものがないなら
ロータリークラブは唯の社交クラブだ。
職業は金儲けのためでしかなく、
社会奉仕というも施しにすぎず、
国際奉仕は外交以外の何ものでもない。

パストガバナー **前原 勝樹**

会長 **坪井 良廣** 幹事 **須永 博之**

後藤圭一・桑原志郎・塚越平人・吉野雅比古・立澤俊明

4月13日号

第2937回例会

(3月23日(月)第4例会)

1. 点 鐘
2. ロータリーソング斉唱
3. 来訪者紹介
4. 会長の時間
5. 幹事報告

6. 委員会報告
7. 卓 話
「雇用契約と法改正」
大友 一之 君
8. 点 鐘

ようこそビジター

米山奨学生 **ホアン ミン チエン 君**

米山奨学生

ホアン・ミン・チエン君
奨学金授与



会長の時間

演題の上の花瓶の桜は、開花しておりますが、朝のテレビでは、今日あたりに関東地方に開花宣言が出るのではと思います。今日の例会は、行事が少なく時間があるので、私がメールのやりとり添付してます、自分で集めました「おもしろ写真」のほんの一部をお見せいたします。それでは、笑いながらご覧下さい。

(予 定)

- ・例会終了後、臨時理事会
- ・3/28 伊勢崎中央創立 40 周年記念式典
会長・幹事 出席
- ・3/30 11/2 クラシックカーフェスティバルに振替の為、休会
- ・4/6 定例理事会
観桜会 大龍(ダーロン)

幹事報告

- ・桐生西、桐生中央の各RCより週報到着。
- ・次週 30 日(月)例会は、11/2(土)クラシックカーフェスティバル振替の為、休会です。
- ・次回例会は、4/6(月)観桜会です。

委員会報告

出席委員会

本日の出席(平成 27 年 3 月 23 日)
総員 66 名:出席 37 名
平成 27 年 3 月 9 日例会修正出席率:75%

ニコニコボックス

大友一之君...卓話をさせていただきます / 水越稔幸君...今日は所用で早退します。大友会員の卓話がお聞き出来ぬのが大変残念です / 岡部信一郎君...誕生日。

卓 話



「雇用契約と法改正」

大友 一之 君

『労働条件通知書』きちんと交付していますか？

就業規則
事業場の労働者すべてに適用される一般的な労働条件(権利と義務)を文書にまとめたもの
労働条件通知書 (雇入れ通知書)
各々の労働者に適用される労働条件を文書にまとめたもの

(労働条件の明示)

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

労働契約の締結に際し

採用した時点、遅くとも勤務開始時点で…
労働者

正社員、アルバイト、パート、嘱託員等社内の呼称にかかわらず、使用者の指揮命令の元で勤務し、労働の対償として賃金の支払いを受ける者

省令で定める事項・文書による明示が必要

文書で通知する事項

(労働基準法施行規則第5条 抜粋)

労働契約の期間に関する事項

期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

賃金(退職手当、賞与を除く)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払の時期

退職に関する事項(解雇の事由含む)

文書明示が義務化されていないもの

退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

臨時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及び第八条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項

労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項

安全及び衛生に関する事項

職業訓練に関する事項

災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

表彰及び制裁に関する事項

休職に関する事項

パートタイム労働法の改正(4月1日より施行)

1 相談窓口の周知 施行規則第2条

パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」が追加されます。

2 パートタイム労働者からの相談に対するための体制整備の義務の新設 法第16条

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

(パートタイム労働者の公正な待遇の確保)

(3)正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大 法第9条

有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

(4)「短時間労働者の待遇の原則」の新設 法第8条

パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。改正後は、こうした考え方も念頭にパートタイム労働者の雇用管理の改善を図っていただくこととなります。

無期労働契約への転換(第18条) 労働契約法

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換します。通算期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含まれません。

専門知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要

定年後に有期契約で継続雇用される労働者等に定年後引き続き来ようされている期間に事業主は、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等の適切な雇用管理を実施する。

特例の適用を受ける為には、対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画を作成し、本社・本店の所在地を管轄する都道府県労働局長に認定の申請を行う必要あり。

【例会予告】

4月20日(月) 卓話 桐生第一高等学校
インターアクトクラブ
台湾研修報告

食事 まるしん篤亭

27日(月) 卓話 第2840地区
ローターアクトクラブ
代表 大塚 ともみ 様

食事 一婦美

29日(祝・水)

早朝清掃

点鐘:午前8時

場所:桐生が岡動物園南門広場